

吉川中央総合病院

院内感染防止対策に関する取り組み事項

1. 院内感染対策に関する基本的考え方

病院の理念に基づき、適切な院内感染防止対策を病院全体として取り組み、患者様や医療従事者の感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2. 院内感染対策のための組織に関する事項

院内感染対策活動の中核的な役割を担うために「感染対策委員会」を設置し、毎月1回、または必要時に随時会議を行い、感染対策に関する事項を検討します。

さらに、「感染対策チーム（以下、ICT）」および「感染防止推進部会」を設置し、感染防止対策の実務を行います。

3. 院内感染対策に関する職員研修に関する事項

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術の向上を図るため、全職員対象とした研修会・講習会を年2回以上行っています。また、感染対策に関するマニュアルは、電子カルテ上からいつでも閲覧できるように整備し、感染防止のための基本的考えかたや具体的な方法について全職員への周知を行っています。

4. 感染症発生状況報告に関する事項

薬剤耐性菌や院内感染対策上問題となる微生物の検出状況を週報として報告し注意喚起を行います。ICT、院内感染防止対策委員会で情報を共有し、必要に応じた感染対策の周知や指導を行っています。また、全国のサーベイランス事業へ参加し、感染症の発生状況を知り、改善を行います。

5. 院内感染発生時の対応に関する事項

院内感染が疑われる事例が発生した場合には、各部署よりICTへ速やかに報告を行い、ICTは迅速に現場の状況を確認し、感染対策の徹底、疫学調査を行い感染拡大の防止を行います。

また、必要に応じ、通常時から協力関係にある地域の他医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

6. 患者さまへの情報提供に関する事項

感染症の流行がみられる時期には、病院ホームページやポスター等の掲示物で情報提供を行います。また、あわせて感染防止の意義、手洗い、マスクの着用などについて理解とご協力をお願いします。